

## 消費者問題の最前線

## 第4回 エアコン室外機からの火災事故で製造者の責任を認めた判例

消費者問題特別委員会委員 中村 雅人 (27期)



## 1 「728件」

これは、消費者庁の事故情報データベース（2009年9月から収集開始）で「エアコン室外機」＋「火災」で検索して出た数字です。

こんなに事故があって、メーカーの責任は問われていないのでしょうか。

ちなみに、「判例秘書」で同じキーワードで検索すると、21件ありますが、エアコンメーカーに対する損害賠償請求をしているケースとして掲載されているのは、同一事故の1, 2審判決（いずれも被害者勝訴）しかありません。筆者は、この事件の原告代理人の一人ですが、ほかにも提訴した事件では被害者が敗訴しています。相談を受けたけど、被害者が提訴を断念したケースも経験しています。さらに調べてみると、Westlawで検索すると東京地方裁判所平成27年9月24日の判例がありますが、メーカーの責任は認められていません。他に大阪地裁で平成23年1月14日に和解が成立したケースがあります（PL法ニュースNo63）。

事故件数と比べて訴訟事件が非常に少ないと思います。みなさんあきらめていませんか？

ここで紹介する被害者勝訴の東京高裁判例は、エアコン室外機の火災事件では、裁判官はどう考え、何を要求して判決するのか、が明らかにされています。弁護士にとって、被害者側でこの種事件を受任した場合、何を主張立証すればいいかのお手本が示されているといえます。

## 2 事案の概要

原告らの自宅兼教会建物2階バルコニーに設置されていた被告製造にかかる家庭用ルームエアコンの室外

機から発火し、建物を焼損し、建物内の動産も焼損ないしは水損した事案につき、室外機の欠陥に起因すると主張して、被告に対し製造物責任法3条に基づき財産的及び精神的損害の支払いを求めたケースです。

詳細は、次の判例集で確認してください。

**第1審**＝東京地方裁判所平成30年9月19日判決（判タ1462-204，判時2418-20，消費者法ニュース118-253）

**第2審**＝東京高等裁判所令和2年2月27日判決（判例秘書：判例番号L07520667）

## 3 判決の要旨と解説

## (1) 主張立証責任の枠組み

まず、判決は「1 製造物責任法3条に基づく損害賠償請求における主張立証責任の枠組み」を次のように示しています。

一般の不法行為の過失責任を欠陥責任に転換して被害者の保護を図ることを目的とする製造物責任法の趣旨（危険責任，報償責任及び信頼責任の観点）及び文言に照らせば，一般の民事訴訟における主張立証責任の構造に従い，①利用者の側の立証によって認定される諸事実に照らして欠陥及び火災との因果関係の存在が推認される場合には，②製造業者等の側でその推認（事実上の推定）を覆すに足りる立証（間接反証）をしない限り，製造業者等は損害賠償責任を免れないこととなるものと解される。そして，訴訟上の因果関係及びその基礎となる事実の立証は，一点の疑義も許されない自然科学的証明ではなく，経験則に照らして全証拠を総合検討し，特定の事実の存在及びその事実が特定の結果発生を招来した関係を是認し得る高度の蓋然性を証明することであり，

その判定は、通常人が疑いを差し挟まない程度に真実性の確信を持ちうるものであれば足りること（最判昭和50年10月24日（ルンバール事件最高裁判決）参照）に鑑みると、利用者による上記①の立証は、社会通念に照らして欠陥の存在（当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていること）を推認するに足りる諸事実が立証されていれば足り、必ずしも欠陥の部位・態様や技術的原因等の詳細まで立証を要するものではなく、また、因果関係の存在についても、必ずしも当該欠陥に起因する危険事象の発生に至る科学的機序等の詳細まで立証を要するものではないと解するのが相当である。

## (2) 事実認定の仕方

ア 第一に、判決は、間接事実を総合して、発火源、延焼経路をまず正面から推認（事実上の推定）しています。

本件の技術鑑定に当たった証人は、1枚の写真（右上掲載）を示し「見ればわかる」と言いました。頭だけで他原因や誤使用の可能性を検討する前に、先ず現場、現物をしっかり見ることから発想することが重要です。

イ 第二に、推認を妨げる事情とその推認を覆す事情の有無を検討しています。

① その推認を妨げる事情の存否は、発火源と考えられるファン電動機と同型又は類似構造のファン電動機について発火事例がないとの部品製造者の報告書があっても、「全ての発火原因が1審被告によって把握されているとは限らない上、原因不明とされている事例も相当数存在しているほか、社告（リコール）対象製品となったものも一定数存在することが認められる」、と



して「同型機について重大製品事故として公表された事例がなく、また、本件ファン電動機と同型機の欠陥により発火事故が発生した事例として把握されている事例がないとしても、それは、実際に発火事故に至った事例として把握されていないというにとどまり、当該製品について発火に至る可能性のある欠陥が一切あり得ないことまで意味するものとはいえない。」と常識に合った判断を示しています。

② 次にその推認を覆す事情の存否ですが、1審被告は、本件火災の発火源はエアコン室外機ではなく、室内のパソコン机周辺の電気器具であると主張したり、子供室の電子器具である、などと主張していました。これらに対し、判決は、「可能性を述べる限度において失当とまではいえないとしても、室外機が発火源であるとの推認を覆すに足りるほどの蓋然性を有するものということとはできない。」と判断しました。

ウ さらに第三に、上記第一、第二に加え、消費者において通常使用の域を逸脱した異常な使い方をしていなかったか、を検討しています。

この点、判決は、火災発生時にエアコンは運転されていなかったことをとらえて「原告らにおいて本件室外機を通常と異なる方法により使用した形跡はない」から、本件室外機は「通常有すべき安全性を欠いている状態にあった」と認定しています。

本件裁判官の事実認定の説明は、実に常識にかなったものですね。